

プライバシー保護の方針

須磨シニアコミュニティ

I プライバシーの意義

個人の私的生活領域への侵害に対しては、

「憲法」では、思想及び良心の自由「第 19 条」

通信の不可侵、不当な捜査及び押収の排除「第 35 条」

供述の不強要「第 38 条第 1 項」等

「刑法」では、住居侵入罪・不退去罪「第 130 条」

信書開披罪「第 133 条」

名誉毀損罪「第 230 条」

「民法」では、相隣地観望規制「第 235 条」

「軽犯罪法」では、のぞき見規制「第 1 条 23 号」など、いくつかの個別的法文で保護されている。

しかし、個人の思想、信条、身体的特徴、健康状態、趣味、交際関係、経歴、職業、学校成績、財産など「他人に知られたいくない私的な生活領域」は「個人の尊重」ないし「個人の尊厳」に直接関係するものであるから、包括的な領域として法的に保護されるべきである。

プライバシーの権利は、こういった要請を充足するものでなければならない。

II プライバシー侵害

*一般的にプライバシーの権利は、特にマスコミなどによって個人の私生活・私事が公開される場合に問題となる。プライバシーの権利侵害は成立要件として「宴のあと」事件判決では、以下の 3 つの要件をあげている。

すなわち、公開された内容が

(イ)私生活上の事実または事実らしく受け止められる恐れがあるもので

(ロ)一般的に感受性を基準にして当該私人の立場に立てば公開を浴しないであろうと認められ

(ハ)一般の人々にはまだ知られていない事柄である。

(イ)の「事実性」の要件に関しては、名誉毀損の法理と著しい相違点が見られる。

すなわち、真実の公表であっても免責される事無く、人の社会的評価の低下を伴わなく

ともプライバシーの侵害が生じる事となるからである。

(ロ)の「一般的の感受性」の要件については、プライバシー侵害の基準としては妥当であるが、具体性を欠くと学説上指摘されている。

また(ハ)の「未公知性」の要件については、私生活の保護という観点からは妥当な基準とされているが、過去の事実の公表、「時の経過」による未公知性の消滅の問題が残されている。

施設利用者(入居者・居宅)については、次のページ、人権侵害が想定される場面に記載する。

*人権侵害が想定される場面

- ① 社会的、経済的問題を抱える入居者の保護が行われているか
- ② 命令的な口調、大きな声で注意、個人の人格を否定する言葉(言葉の虐待)
- ③ 居室内に意識的に何も置かない
- ④ 身体拘束
- ⑤ いくら利用者様と親しくなっても、それは職務を通じて親しくなったわけなので、その限界をわきまえているか
- ⑥ 高齢者の話は、時として繰り返しや愚痴が多くても、まずは傾聴しているか
- ⑦ 利用者様の話や生活態度をみて、直ぐに批判的な態度を取っていないか
- ⑧ 職員中心の介護になってはいないか(利用者様中心)
- ⑨ 地域社会とのつながりを阻害はしていないか
- ⑩ 高齢者虐待定義の項目

Ⅲ 人権意識について

1. ①認知症高齢者の人権の保障について
 - ・ 行動の自由を保障する上での事故、危険に対する対策を考えているか
 - ・ 認知症高齢者と認知症のない高齢者との共生を考えているか
 - ②言葉で表現出来ない入所者の思いについて、十分に聞き入れ、気付く事について
 - ・ 入所者の個性を理解する態度で接する。
 - ③介護職員が気づかぬ内に入所者が被害者となっていないか
 - ・ 子供のように接したり、物を扱うように接する。
 - ・ 命令口調、無視、体罰
-
2. 日常介護中での人権保障について

- ① 居室に入る時のロックと挨拶
- ② 入室中は居室のドアを閉め、プライベート空間をつくる。
- ③ 個人情報に関わる書類等は、鍵のかかる所で保管をする。
- ④ 医療機関等に情報提供する場合は事前に承諾を得る(承諾書)
- ⑤ 利用者様の個人情報については外部に漏らさない(退職後においても)
- ⑥ 要望される同姓介護について努力を惜しまない。
- ⑦ 人権侵害が想定される場面の事項については適切な対応を図る。

3. 施設の取り組み

- ① 各階に気づき箱の設置と、情報開示、運営改善
- ② 家族会を定期的で開催、意見交換する
- ③ 自己評価の定期的実施
- ④ 第三者評価を受審する(努力目標)
- ⑤ 成年後見制度の援助
- ⑥ 職員教育
 - ・プライバシーの意義
 - ・高齢者虐待の定義
 - ・個人情報保護
 - ・身体拘束防止(身体拘束ゼロへの誓い)等